

答申第246号（諮問第259号）

「県民活動支援・広聴課職員（以下甲という）が、自ら犯罪を侵しておいて、警察が立件していないことをいいことに、被害者の一般県民（以下乙という）に、民事で裁判起こしてくださいよと頼んでおいて、それに係る訴訟費用を乙が甲に具体的な数字を伝えているのに甲が乙に先払いしなくてもよい・又はしてはならない、という内容。」外1件の公文書不存在決定に対する審査請求

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、それぞれ別表（あ）欄に記載の年月日付で、別表（い）欄に記載の内容又は件名の2件の公文書開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由をそれぞれ次のとおり付して、請求人に通知した。

（別表項番1に係る公文書が不存在の理由）

開示を請求された公文書は、「県民活動支援・広聴課職員（以下甲という）が、自ら犯罪を侵しておいて」及び「被害者の一般県民（以下乙という）に、民事で裁判起こしてくださいよと頼んでおいて」を前提としているが、実施機関において、被害者であると主張する県民に、民事訴訟の提起が可能である旨を示すことはあっても、民事訴訟の提訴を頼むことはない。したがって、開示を請求された公文書は前提を欠き、当該請求に係る公文書は作成も取得もしていない。

（別表項番2に係る公文書が不存在の理由）

開示を請求された内容を含む公文書を作成又は取得していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として、令和3年3月31日付で審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査手続の分離

本件審査請求では、本件各処分の他に、実施機関が令和3年2月15日付で行った公文書不存在決定についても併せて請求が行われたが、令和3年6月14日付で本件各処分とその他処分について審理手続を分離した。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第

29条第2項の規定に基づき、別表項番1に係る弁明書を令和3年7月30日付けで、別表項番2に係る弁明書を令和3年7月27日付けで作成し、請求人に送付した。

6 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和5年3月9日、口頭意見陳述を実施した。

7 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和5年8月1日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

第3 争点

本件各請求に係る公文書が存在するか否か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張要旨

原処分は怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である職権濫用・威力又は偽計業務妨害及び詐欺の幫助・判例違反・憲法違反を隠蔽するものであるため。

イ 口頭意見陳述における主張要旨

(ア) 別表項番1に係る審査請求について

実施機関の職員が請求人に訴訟をしろと言っておいて、一銭も費用を払おうとしない。

(イ) 別表項番2に係る審査請求について

私の電話を勝手に切ってはならない。これらの行為を実際に行っているのだから開示を請求した公文書があるはずだ。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 別表項番1に係る審査請求について

- ア 本件請求書の記載から「県民活動支援・広聴課職員（以下甲という）が、自ら犯罪を侵しておいて」及び「被害者の一般県民（以下乙という）に、民事で裁判を起こしてくださいと頼んでおいて」という2つの前提に立ち、「それに係る訴訟費用を乙が甲に具体的な数字を伝えているのに甲が乙に先払いしなくてもよい・又はしてはならない、という内容」が記載された公文書を特定した。
- イ 地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項及び同法第32条、群馬県処務規程（昭和39年訓令甲第8号）第14条第1項の規定により、法令などの規程に従い、かつ、上司の命令に忠実に従う義務を負っている。加えて、同法第33条では、職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないと規定しており、信用失墜行為の禁止を定めている。
- ウ 上記の規定から、地方公務員である実施機関の職員は、法令等遵守義務を負い、信用失墜行為が禁止される立場にあることから「自ら犯罪を侵す」ことを前提に公文書を作成することはない。
- エ また、処分権主義が妥当する民事訴訟において、実施機関の職員が、被害者であると主張する県民に対して、民事訴訟の提起が可能である旨を示すことはあっても、民事訴訟の提起を「頼む」ことはない。
- オ したがって、開示を請求された公文書は「県民活動支援・広聴課職員（以下甲という）が、自ら犯罪を侵しておいて」及び「被害者の一般県民（以下乙という）に、民事で裁判を起こしてくださいと頼んでおいて」という2つの前提を欠き、それに係る訴訟費用を伝えられたとしても、記録を残すことや検討を行う必要がないため、請求人が求める公文書を作成することはない。同様に、公文書として取得することもない。

(2) 別表項番2に係る審査請求について

- ア 本件請求に係る文書は、県民活動支援・広聴課職員が、群馬県の内規及び地方公務員法その他の法令の規定に違反する行為を容認し、又は助長する趣旨の内容が記載された文書であると考えられる。
- イ 地方公務員法第30条では服務の根本基準が定められており、同法第32条では、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。
- ウ 地方公務員法の適用を受ける本県職員には服務上の制約が課せられていることから、開示請求に係る公文書は作成も取得もしていないため不存在である。

第5 審査会の判断

1 争点（本件各請求に係る公文書の存否について）

(1) 本件審査請求について

請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法その他の法令の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件各請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

(2) 別表項番1に係る審査請求について

ア 別表項番1については、その請求内容から、県民活動支援・広聴課の職員が、自ら犯罪を犯した際に被害者の県民に民事で裁判を起こすよう頼んだ場合に、当該訴訟費用を職員が県民に先払いしないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

イ 実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第32条により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負う。また、同法第33条の規定により、職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為を行うことは禁止されている。

ウ 地方公務員である県民活動支援・広聴課の職員は、法令等に従う義務があり、また、信用失墜行為が禁止されている。このような義務に反して、県民活動支援・広聴課の職員が、自ら犯罪を犯した際に被害者の県民に民事で裁判を起こすよう頼んだ場合を想定した内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。また、当該依頼を行ったことを前提として金銭を支払うことの可否について記載した内容の公文書を作成又は取得することも通常想定し難い。

このことから、別表項番1に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番1に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 別表項番2に係る審査請求について

ア 別表項番2前段については、その請求内容から、県民活動支援・広聴課の職員が職権濫用、怠業、内規違反、法令遵守義務違反を犯すことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

また、別表項番2後段については、その請求内容から、県民活動支援・広聴課の職員が法令違反等の不法行為により県民に逸失利益を生じさせた場合に、賠償を行わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めて

いると解される。

イ 実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第32条により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負う。また、同法第33条の規定により、職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為を行うことは禁止されている。

ウ 地方公務員である県民活動支援・広聴課の職員は、法令等に従う義務があり、また、信用失墜行為が禁止されている。このような義務に反して、県民活動支援・広聴課の職員が、職権濫用、怠業、内規違反、法令遵守義務違反を犯すことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

また、県民活動支援・広聴課の職員が法令違反等の不法行為により県民に逸失利益を生じさせた場合に、賠償を行わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。

このことから、別表項番2に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番2に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

2 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 8 月 1 日	諮問

令和 5 年 8 月 2 3 日 (第 9 4 回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 5 年 1 1 月 1 4 日 (第 9 5 回 第一部会)	審議
令和 6 年 2 月 1 6 日	答申

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日
1	令和3年1月29日	県民活動支援・広聴課職員(以下甲という)が、自ら犯罪を侵しておいて、警察が立件していないことをいいことに、被害者の一般県民(以下乙という)に、民事で裁判起こしてくださいよと頼んでおいて、それに係る訴訟費用を乙が甲に具体的な数字を伝えているのに甲が乙に先払いしなくてもよい・又はしてはならない、という内容。	令和3年2月12日
2	令和3年3月8日	県民活動支援・広聴課職員(以下甲という)が職権濫用罪・怠業罪・内規違反・法令遵守義務違反を犯してもよい・又は犯さなければならない、及びそれらによって生じた一般県民(以下乙という)の逸失利益を、甲が乙に支払わなくてよい・又は支払ってはならない、という内容	令和3年3月22日